

旭川市墓地、埋葬等に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営の許可の申請)

第2条 法第10条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の名称及び所在地
- (3) 墓地等の用地の地目
- (4) 墓地等の規模及び構造
- (5) 墓地等の設置の理由
- (6) 工事着工年月日
- (7) 工事しゅん工予定年月日
- (8) 管理者の氏名及び住所

2 前項の申請書には、規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。

(墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可の申請)

第3条 法第10条第2項の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の用地の地目
- (4) 墓地等の用地面積
- (5) 経営許可年月日及び許可番号
- (6) 変更の理由
- (7) 変更の内容
- (8) 工事着工年月日
- (9) 工事しゅん工予定年月日

2 前項の申請書には、規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。

(墓地等の廃止の許可の申請)

第4条 法第10条第2項の廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の用地の地目
- (4) 墓地等の用地面積
- (5) 経営許可年月日及び許可番号
- (6) 廃止の理由
- (7) 廃止予定年月日
- (8) 廃止後の処置

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第5条 法第11条の規定により法第10条の許可があったものとみなされたときは、当該許可があったものとみなされた墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、併せて規則で定める書類又は図面を提出しなければならない。

(墓地等のしゅん工の届出)

第6条 法第10条の許可を受けた者及び法第11条の規定により法第10条の許可があったものとみなされた墓地又は火葬場の経営者は、墓地等の工事がしゅん工したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(墓地及び火葬場の設置場所の基準)

第7条 墓地及び火葬場の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 国道、道道その他交通の頻繁な道路、軌道、河川、湖沼、公園、学校、病院その他の公共施設及び人家から110メートル以上離れている場所であること。ただし、市長が公衆衛生上その他公益の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。
- (2) 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。
- (3) その他公衆衛生上支障がない場所であること。

(墓地等の施設の基準)

第8条 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が公衆衛生上その他公益の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 墓地

- ア 周囲には、風致を保持する障壁等が設けられていること。
- イ 通路は、幅員が1メートル以上で、砂利等が布設されていること。
- ウ 適当な排水路が設けられていること。
- エ 墳墓の1区画当たりの面積は、3平方メートル以上であること。

(2) 納骨堂

- ア 堅固な建物で、防火設備が設けられていること。
- イ 出入口又は納骨装置は、施錠できるものであること。

(3) 火葬場

- ア 周囲には、塀、さく又は樹木により境界が設けられていること。
- イ 火葬炉及び煙突が備えられ、かつ、集じん及び脱臭の装置が設けられていること。
- ウ 火葬炉の扉は、施錠できるものであること。

(大規模な墓地の施設の基準)

第9条 10ヘクタール以上の墓地は、前条第1号の基準のほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が公衆衛生上その他公益の見地から支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 墳墓の区画の面積の合計は、墓地の面積の3分の1以下であること。
- (2) 周囲には、かんぼく等を配置した適切な緑地帯が設けられ、墓地内には、緑地が適正に配置されていること。
- (3) 幅員6メートル以上の幹線通路及び幅員2メートル以上のその他の通路が設けられていること。
- (4) 墳墓の1区画当たりの面積が、4平方メートル以上であること。
- (5) 事務所、休憩所、便所、水道又は井戸、駐車場その他の必要な施設が設置されていること。

(遵守事項)

第10条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓地等の清潔を保持し、破損した箇所を修繕を怠らないこと。
- (2) 墓地に露出した遺骨及び火葬場の残骨灰等は、一定の場所に埋め、標木を立てること。
- (3) 墓穴の深さは、特別の措置が講ぜられているとき又は焼骨が埋蔵されているときを除き、

2メートル以上とすること。

(4) その他市長が必要と認める措置

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際北海道知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に北海道知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例の規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。